



職員の給与等に関する報告及び勧告

令和7年 10 月

佐 賀 県 人 事 委 員 会

人 委 第 9 0 6 号
令和 7 年 10 月 14 日

佐賀県知事 山 口 祥 義 様

佐賀県人事委員会

委員長 江 崎 匡 慶

職員の給与等に関する報告及び勧告について

地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せてその改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要請します。

人 委 第 9 0 6 号
令和 7 年 10 月 14 日

佐賀県議会議長 宮 原 真 一 様

佐賀県人事委員会

委員長 江 崎 匡 慶

職員の給与等に関する報告及び勧告について

地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せてその改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要請します。

目 次

別紙第1 報告	1
第1 給与について	1
1 職員の給与等	1
2 民間の給与等の状況	3
3 民間給与との比較	4
4 国家公務員との給与水準の比較	5
5 人事院の報告及び勧告	6
6 職員の給与の改定方針	7
7 給与勧告実施の要請	11
第2 公務運営について	13
1 人材の確保・育成等	13
2 勤務環境の整備	18
3 服務規律の確保	23
(参考)	
1 人事院の報告及び勧告の概要	24
2 令和6年地方公務員給与実態調査結果の概要	27
別紙第2 勧告	29

別紙第 1

報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与、県内民間事業所の従業員の給与、国及び他の地方公共団体の職員の給与並びに生計費等職員の給与を決定する諸条件並びに職員の勤務条件等について調査、研究を行ってきたので、その概要を次のとおり報告する。

第 1 給与について

1 職員の給与等

本委員会は、職員の本年 4 月 1 日における給与状況等について全数調査を行った。詳細は、職員の給与等に関する報告資料の「1 職員給与関係」に掲載しているが、概要は次のとおりである。

(1) 職員数・職員構成等

本年 4 月 1 日に在職する職員は、12,350 人（昨年 12,413 人）で 63 人減少している。また、平均年齢は 41.2 歳（同 41.4 歳）で 0.2 歳低下し、男女別構成は男性 56.6%（同 56.7%）、女性 43.4%（同 43.3%）で女性の割合が増加し、学歴別構成は大学卒 84.0%（同 84.0%）、短大卒 4.0%（同 4.2%）、高校卒 12.0%（同 11.9%）で大卒は横這い、高卒は増加し、短大卒は減少している。

職員は、それぞれその従事する職務の種類に応じ、行政職、研究職、医療職（一）、医療職（二）、高等学校等教育職、中学校・小学校教育職及び公安職の 7 種類の給料表のいずれかの適用を受けているが、このうち、民間の給与との比較を行っている行政職給料表の適用を受ける職員の状況は、次表のとおりである（報告資料第 1 表・第 2 表参照）。

行政職給料表適用職員の状況

項目 \ 年月		令和 7 年 4 月	(参考) 令和 6 年 4 月
職 員 数		3,522人	3,600人
平 均 年 齢		40.8歳	41.0歳
平均経験年数		18.6年	18.8年
学歴別 構成比	大学卒	76.6 %	76.4 %
	短大卒	2.5 %	2.9 %
	高校卒	20.9 %	20.7 %
男女別 構成比	男性	63.3 %	63.8 %
	女性	36.7 %	36.2 %

(注) 学歴は、給与決定上の基準学歴区分による。

(2) 給与

職員の平均給与月額、給料月額348,536円、給料の調整額1,695円、教職調整額7,009円、扶養手当9,200円、地域手当198円、住居手当6,695円、管理職手当5,411円、左記以外の手当4,590円、計383,334円(昨年372,244円)となっており、昨年より11,090円増加している。

このうち、民間の給与との比較を行っている行政職給料表の適用を受ける職員の状況は、次表のとおりである(報告資料第3表・第4表参照)。

なお、人材の確保に与える影響が大きい初任給については、行政職の場合、採用試験の区分ごとに、大学卒業程度が220,700円、短期大学卒業程度が204,800円、高等学校卒業程度が188,100円となっている。

行政職給料表適用職員の状況

項目 \ 年月		令和 7 年 4 月	(参考) 令和 6 年 4 月
給 料 月 額		331,412 円	321,615円
給料の調整額		642 円	633 円
扶 養 手 当		8,881 円	8,669 円
地 域 手 当		417 円	455 円
住 居 手 当		7,419 円	7,183 円
管 理 職 手 当		7,904 円	7,754 円
上記以外の手当		1,045 円	1,144 円
計		357,720 円	347,453 円

2 民間の給与等の状況

(1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員の給与と民間の給与との比較を行うため、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の県内民間事業所377事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した138事業所を対象に、人事院と共同で「令和7年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査では、公務と類似すると認められる職務に従事する者5,010人（昨年4,392人）について、本年4月分として支払われた給与月額等を調査するとともに、民間企業における給与改定の状況等を調査した。

また、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給の状況等を把握するため、昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給実績について調査した。

なお、職種別民間給与実態調査の調査完了率は、調査に対する民間事業所の理解、協力をいただき、91.1%（123事業所）と高いものとなっている。

本年、人事院においては、後記5のとおり官民給与の比較に係る比較対象企業規模について見直しを行ったことから、本委員会においても同様に見直しを行い調査結果を集計した。詳細は、職員の給与等に関する報告資料の「2 民間給与関係」に掲載しているが、概要は次のとおりである（報告資料第17表～第25表参照）。

ア 初任給の状況

新規学卒者（事務員・技術者）の採用を行った事業所は、大学卒で18.5%、高校卒で26.3%となっている。そのうち初任給について、増額した事業所の割合は、大学卒で69.8%、高校卒で82.8%、据え置いた事業所の割合は、大学卒で30.2%、高校卒で17.2%となっており、初任給を減額した事業所はなかった。

なお、新規学卒者（事務員・技術者）の初任給の平均額は、大学卒で226,769円、

高校卒で186,655円となっている。

イ 給与改定の状況

民間事業所においては、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は 72.3%となっており、ベースアップを中止した事業所の割合は 7.0%となっている。なお、ベースダウンを実施した事業所はなかった。

また、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は 93.1%となっており、昇給額については、昨年と比べて増額した事業所の割合は 41.3%、減額した事業所の割合は 1.6%となっている。

(2) その他の状況

標準生計費については報告資料第 26 表のとおりである。

3 民間給与との比較

(1) 月例給

本年の職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員にあつては行政職、民間にあつてはこれに相当する職種（事務・技術関係）の職務に従事する者について、単純な給与の平均値によるのではなく、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢の条件を同じくすると認められる者同士の本年 4 月分の諸手当を含む給与額を対比させるラスパイレス方式により、精密に比較を行った。

その結果、次表に示すとおり、職員の給与が民間給与を 1 人当たり平均 11,005 円（3.07%）下回っていた。

民間事業従事者と職員（行政職）との給与比較

民間給与(A)	職員給与(B)	較差 (A)-(B) (円) $\left[\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100 \right] (\%)$
368,985 円	357,980 円	11,005 円 (3.07%)

(注) 本年度の新規採用者及び教育職員から転任した指導主事等は除外した。

職員給与(B)の内訳等は、報告資料第5表参照。

(2) 特別給

昨年8月から本年7月までの直近1年間において、民間事業所で支給された賞与等の特別給は、次表に示すとおり、所定内給与月額 of 4.64 月分に相当しており、職員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数 (4.60 月) が民間事業所の特別給の支給割合を 0.04 月分下回っていた。

民間における特別給の支給状況

平均所定内給与	下 半 期 (A 1)	343,442 円
	上 半 期 (A 2)	359,636 円
特別給の支給額	下 半 期 (B 1)	789,287 円
	上 半 期 (B 2)	839,943 円
特別給の支給割合	下半期 (B 1 / A 1)	2.30 月分
	上半期 (B 2 / A 2)	2.34 月分
	年 間 計	4.64 月分

(注) 下半期とは令和6年8月から令和7年1月まで、上半期とは令和7年2月から令和7年7月までの期間をいう。

4 国家公務員との給与水準の比較

総務省の令和6年地方公務員給与実態調査(令和6年4月1日現在)によると、国家公務員(行政職俸給表(一)の適用を受ける職員)の平均俸給月額を100とし、これに相当する職員の構成を国の学歴別、経験年数別職員構成と同一であるものとして算出した指数(ラスパイレス指数)は、99.6(全国21位、九州3位)となっている(各都道府県のラスパイレス指数の状況は、(参考)2のとおり。)

5 人事院の報告及び勧告

人事院は、本年 8 月 7 日、国会及び内閣に対し、公務員人事管理に関する報告並びに職員の給与に関する報告及び勧告を行った。

官民給与の比較方法については、行政課題の複雑化・高度化や厳しい人材獲得競争を踏まえ、比較対象企業規模を「50 人以上」から「100 人以上」に、また、本府省職員にあつては、東京都特別区に所在する企業規模「500 人以上」の本店事業所から「1,000 人以上」の本店事業所に引き上げる見直しを行った。

月例給については、国家公務員の給与が民間給与を平均 15,014 円 (3.62%) 下回っていたことから、高卒初任給を 12,300 円、大卒初任給を 12,000 円引上げるなど、若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る俸給表の引上げを勧告した。

特別給については、国家公務員の支給月数 (4.60 月) が、民間の直近 1 年間 (昨年 8 月～本年 7 月) の支給割合 (4.65 月) を下回っていたことから、支給月数を 4.65 月に引き上げ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分する勧告を行った。

また、公務員人事管理に関する報告では、今後も激しい人材獲得競争が見込まれる中で優秀な人材を確保するため、①高い使命感とやりがいを持って働ける魅力あふれる公務、②採用年次にとらわれない実力本位で挑戦できる公務、③働きやすさと成長が両立し、自分らしく挑戦できる公務、④未来を創る高い志を持つすべての人が挑戦できる公務の実現を目指す観点から、具体的な施策を迅速かつ着実に実装していくこととされている。

なお、人事院の報告及び勧告の概要は、(参考) 1 のとおりである。

6 職員の給与の改定方針

本委員会は、職員の給与を決定する諸条件について調査研究を行った結果、職員の給与について次のような措置が必要であるとする。

(1) 月例給

前記3(1)のとおり、本年4月時点で、職員給与が民間給与を11,005円(3.07%)下回っていることから、民間給与との較差を解消するため、基本的な給与である給料の引上げ改定を行う。

また、この改定は、本年4月時点の比較に基づいて職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する。

ア 行政職給料表

民間給与との比較を行っている行政職給料表については、本年の人事院勧告で示された行政職俸給表(一)の改定内容や人材確保の観点等を踏まえ、大卒程度試験に係る初任給について13,700円(6.21%)、高卒程度試験に係る初任給について14,200円(7.55%)、それぞれ引き上げ、初任給以外の号給については、若年層に重点を置き、改定率をなだらかに逡減させる形を基本に公民較差の範囲内で引上げ改定を行うこととする。

この結果、平均改定率は、1級5.9%、2級4.4%、3級3.6%、4級2.8%、5級から9級までは2.7%となる。

イ 行政職給料表以外の給料表

行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に引上げ改定を行う。なお、医療職給料表(一)については、国の俸給表に準じて改定を行う。

(2) 特別給

前記3(2)のとおり、職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数が、民間の特別給の支給割合を0.04月分下回っていた。このため、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合に見合うよう、支給月数を0.05月分引き上げる必要がある。

支給月数の引上げ分は、人事院勧告の内容を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分する。

なお、本年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げ、令和8年度以降においては、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が6月期及び12月期で均等になるよう定める。

また、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当並びに特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げる。

(3) 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当は、医療職給料表(一)の改定と合わせて国に準じて支給額の改定を行ってきており、今回も同様の考え方で所要の改定を行う。

なお、実施時期についても給料表の改定に合わせ本年4月に遡及する。

(4) 通勤手当

ア 原動機付交通用具使用者に対する通勤手当

人事院勧告等においては、民間の長距離通勤者に対する支給額が公務の手当額を上回っている状況を踏まえ、自動車等により通勤することが必要な職員の負担に配慮して、距離区分の上限を「60km以上」から「100km以上」に引き上げ、「60km以上」の部分について5km刻みで新たな距離区分を設けることとされた。

本県においては、自動車等の原動機付交通用具使用者に対する通勤手当は、2 kmごとの距離区分により手当額を定め、上限は「60km以上」としているところであるが、新たな距離区分を設けるに当たっては長距離の通勤を助長しないよう考慮する必要がある。また、県内で自動車等を利用して通勤している職員の状況及び手当の支給限度額を総合的に勘案し、上限を「80km以上」とし、「60km以上」の部分について2 km刻みで新たな距離区分を設ける。

イ パークアンドライドなどに係る通勤手当

人事院勧告においては、自動車等使用者について、1 か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設することとされた。

本県においては、歩くライフスタイルを推進し、自転車・公共交通機関等を利用する「エコ通勤」を推奨しているところである。

このような状況を踏まえ、通勤において公共交通機関と交通用具（自動車、自転車など）を併用する際、駐車場・駐輪場を利用している職員を対象として、駐車場等の利用料について、1 か月当たり5,000円を上限とする通勤手当を新設することとする。

これに伴い、交通機関等と交通用具との併用者に対して支給している300円の加算は廃止する。

ウ 月の途中で採用された職員等の通勤手当

人事院報告においては、通勤手当は、月の初日に支給要件を満たしているとき以外は、翌月から手当が支給されることとなっていることから、月の途中で採用された職員等に対し、採用日等から通勤手当を支給できるよう、通勤手当の支給等に係る規定に関し、所要の措置を講じることとされた。

本県においても、国と同様に、月の途中で採用される職員等に対し、翌月か

ら手当を支給することとなっていることから、国が講じる措置を踏まえ、採用日等から通勤手当を支給できるよう見直す必要がある。

(5) 宿日直手当

人事院勧告等においては、宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改正を行うこととされた。

本県においても、国の宿日直手当の改定に準じて所要の改定を行う必要がある。

(6) 特地勤務手当等

人事院勧告等においては、特地官署等への採用に伴い転居を行った職員に対しても特地勤務手当に準ずる手当を支給することとされた。

また、特地勤務手当の額及び特地勤務手当に準ずる手当の額の算定基礎について、「現に受ける俸給等」のみを用いる方法に改めることとされた。

本県においても、国の特地勤務手当等の改正に準じて所要の改正を行う必要がある。

(7) 職員の月例給与水準を適切に確保するための措置

人事院勧告等においては、人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いていることを踏まえ、採用市場での競争力を確保していくため、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を令和8年4月から措置することとされた。

一方、地方公共団体において支給できる手当は、地方自治法第204条第2項において規定されているところであり、今後の法改正の動向や人事院勧告等を踏まえた国の措置内容について注視する必要がある。

(8) 級別資格基準表の廃止

人事院報告においては、職務給の原則の下、採用の種類や年次にとらわれない職務・職責を基準とした給与制度・運用は重要であり、これに見合った給与処遇の確保を引き続き推進していくため、昇格前の在級期間に係る制度を廃止するとともに、これに関連する初任給制度等の諸制度についても見直しを行うこととされた。

本県においては、職員の職務の級を決定する際に必要な経験年数や在級年数を、級別資格基準表によって定めているところであるが、国の見直しの趣旨を踏まえ、同表を廃止する。また、これに関連する初任給制度等の諸制度についても見直しを行う。

(9) 教育職員の給与

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（以下「給特法等一部改正法」という。）が本年6月に公布された。その中で、教育職員の給与に係る処遇改善について、教職調整額の基準となる額（給料月額4%）を令和8年1月から毎年1%ずつ引上げ令和12年度までに10%とすること等の措置を講ずることとされた。

本県においても、給特法等一部改正法を踏まえ、所要の改正を行う必要がある。

7 給与勧告実施の要請

地方公務員は、全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務するという特殊性を有することから、労働基本権が制約されており、人事委員会の勧告制度は、その代償措置の一つとして、これまで重要な役割を担ってきたところである。

近年、行政需要が増大し、多様化・複雑化する中、効率的で質の高い行政サー

ビスを提供するため、個々の職員は高い士気と責任感を持って困難な職務に立ち向かうことが強く求められている。

こうした職員に対して適正な給与を支給することは、職員の努力や実績に報いるとともに、組織活力の向上等を通じて、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものである。

本年の勧告は、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に従い、県内民間事業所の状況等を踏まえ、月例給、特別給ともに引上げを行うことが必要と判断した。

議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度の意義や役割に御理解をいただき、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

第2 公務運営について

1 人材の確保・育成等

(1) 人材の確保・育成

本委員会では、任命権者が求める人物像に合った多彩で優秀な人材を確保するため、採用試験制度の多様化等に取り組んできた。

現在、本県においては、50歳以上の職員が全体の30.2%を占め、当分の間、多くの職員が定年を迎えることとなることから、新たな職員の確保が不可欠である。一方、若年層人口の減少や、民間企業における採用活動の活発化、国や他の地方公共団体との競合などにより、職員の採用を取り巻く環境は深刻さを増しており、今後も激しい人材獲得競争が続くことが見込まれる。

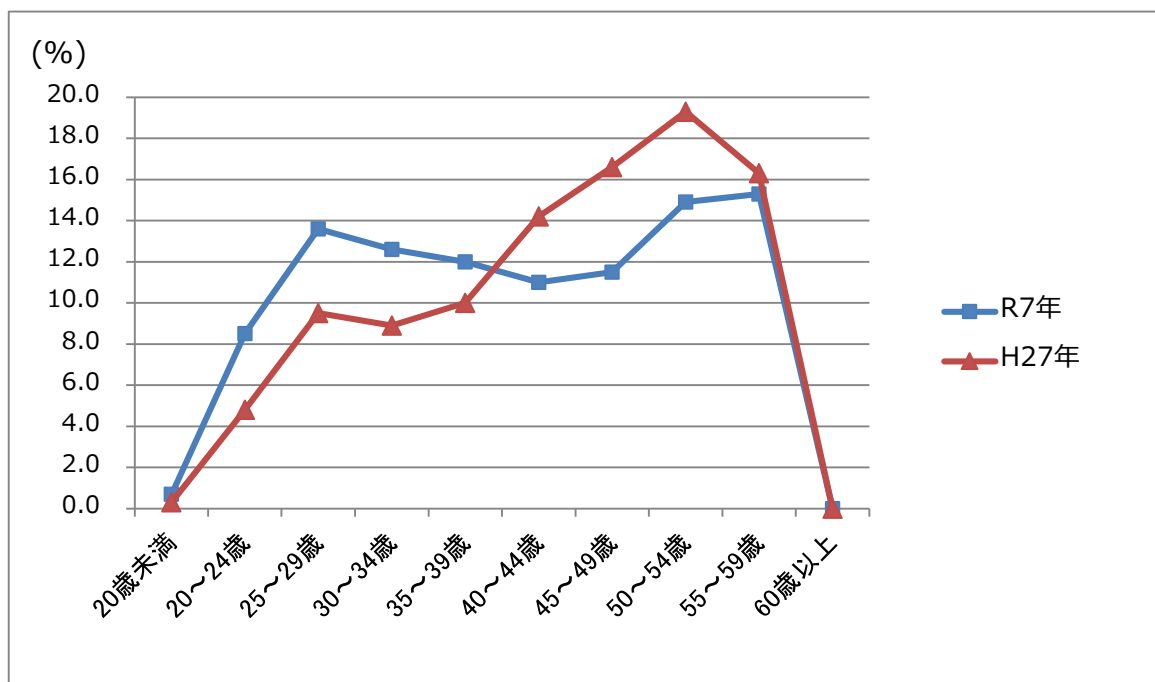
特に、技術系職種の最終倍率は、昨年度の試験見直し等により若干は改善したものの、依然として低倍率で推移していることから、民間企業や国・他の地方公共団体の採用手法を研究し、受験者確保につながるよう更なる試験制度の改善や大学との連携など、人材の確保に必要な取組を推進していく必要がある。

また、こうした取組に加え、技術系職種を希望する学生等にも本県の取組や職務の魅力を今まで以上に効果的に発信していくことが不可欠である。

これまで、任命権者が行うインターンシップ制度のほか、本委員会では、本県の伝えるべき魅力や独自性をターゲットに響く表現に落とし込んだ採用説明会資料を作成し、それを用いた説明会等での発信や、任命権者と連携しながら、職員採用サイトの作成・充実、セミナーの開催や個別相談の実施、大学訪問、民間主催の各種就職セミナー等を活用した情報発信など、募集・広報活動に取り組んできた。

就職活動の早期化や情報収集経路の多様化など就職を取り巻く状況が変化している中、県職員の仕事の魅力を知ってもらい、本県への受験意欲がより高まるよう、ターゲットに情報を届ける手法を研究し、適切な時期における情報発信の強化が必要である。引き続き、職員採用サイトの更なる充実など様々な工夫を重ねながら、任命権者と連携して、広報活動に必要な予算を確保し、募集・広報活動を一層強化していく。

図表 1 年齢別職員構成（各年 4 月 1 日現在）
構成比

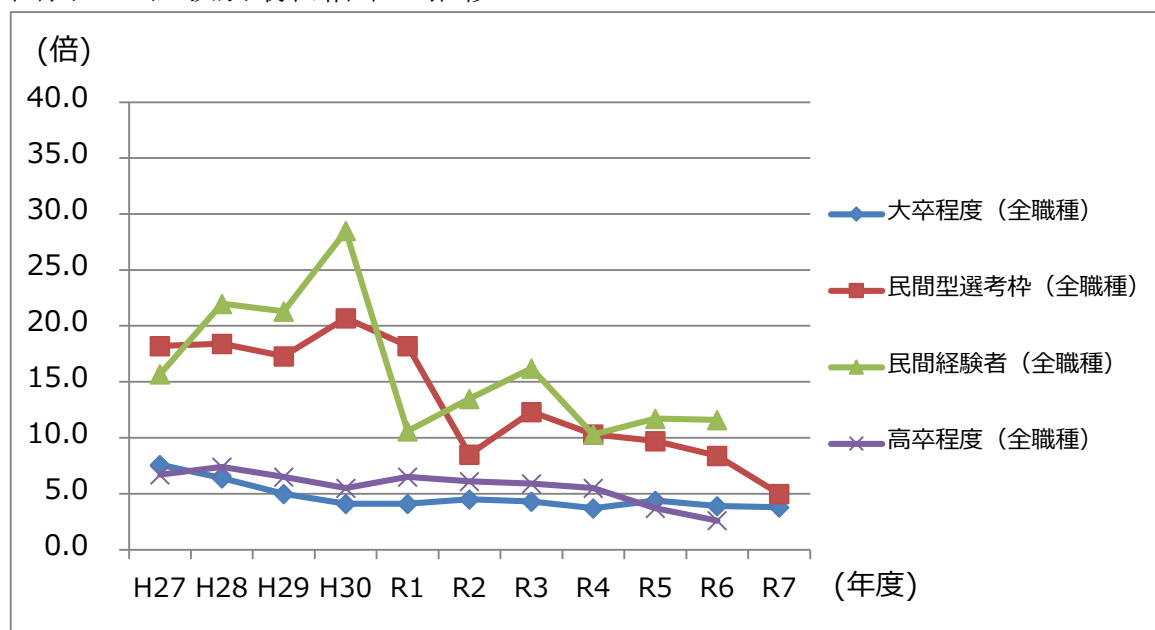


職員数

(単位：人)

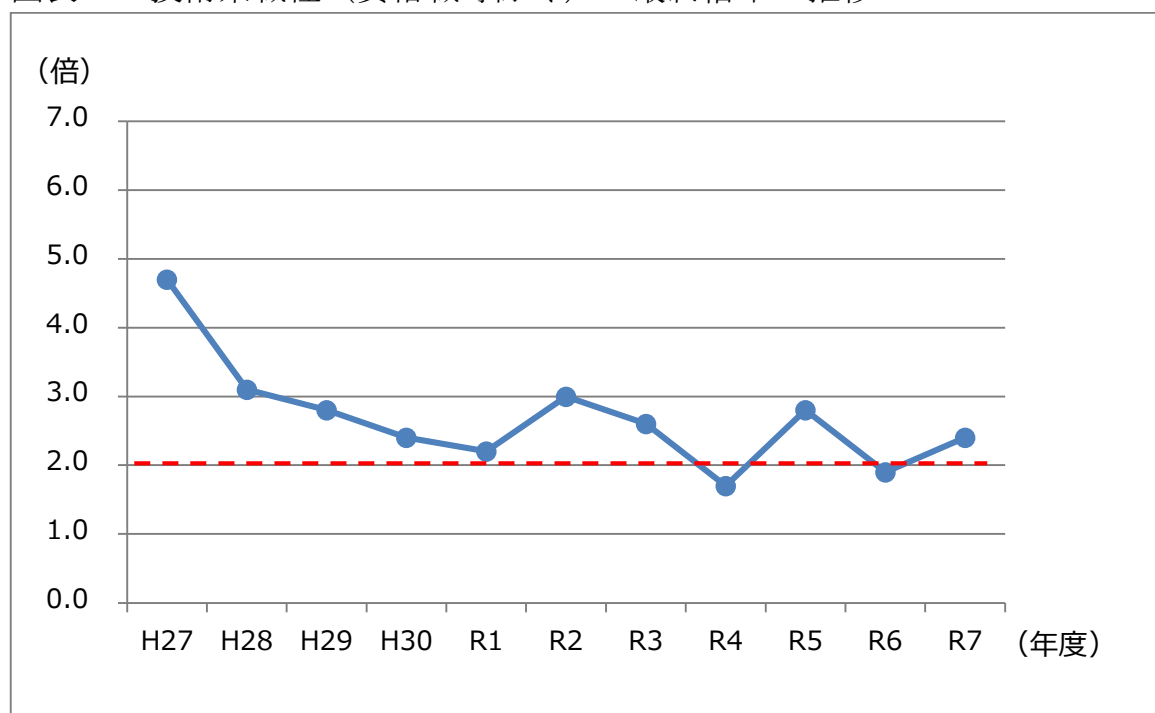
区分	20歳未満	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳以上	計
平成 27 年	40	597	1,176	1,108	1,244	1,764	2,067	2,400	2,027	1	12,424
令和 7 年	86	1,045	1,684	1,553	1,480	1,357	1,421	1,838	1,886	0	12,350

図表2 試験別最終倍率の推移



(注) 教員及び警察官は含まない。

図表3 技術系職種（資格職等除く）の最終倍率の推移



(注) 教員及び警察官は含まない。

R5～は民間型選考枠（旧：特別枠）も含む。

次に、急速に進むデジタルトランスフォーメーション（D X）やグローバル化、少子高齢化など社会経済情勢の変化や多様化する県民ニーズ、複雑化・高度化する行政課題や危機事象等に、組織として適切に対応し、より水準の高い行政サービスを提供していくためには、時代に応じた職員の人材育成が不可欠である。

このため、知事部局においては、能力に応じたレベル別研修や能力開発研修（特定スキルの向上）など研修の見直しが実施されたところだが、各任命権者においては、人材育成の方針等に基づき、求められる人材を効果的に育成していくため、キャリア開発や研修の更なる推進とともに、職場研修（O J T）の充実・強化や人事評価の適切な運用などを図りながら、引き続き、長期的な視点で人材の育成に努めることが求められる。

（2）多様な人材の活躍推進

複雑・高度化した行政の諸課題に対応するためには、性別、障害の有無、年齢などに関わりなく、それぞれの経験を生かし、多様な人材の活躍促進に向けて、全ての職員が活躍できる環境整備が重要である。

本県では特に行政職では、民間企業等経験者の採用に力を入れており、本年4月現在、本県の行政職員に占める民間企業等経験者の割合が17.7%となっており、全国の地方自治体でトップとなっている。

民間企業等を経験してきた職員が持つ感性、新しいことに気づき、挑戦しようとする姿勢は県庁で働く他の職員にも刺激となり、県庁組織全体の活性化につながっている。

女性職員の育成、登用については、任命権者において積極的に推進されており、本年4月における職員に占める女性職員の割合は43.4%で、そのうち管理

職に占める女性職員の割合（速報値）は、知事部局が 17.4%（目標値 16%以上）、教育委員会（公立学校）が 28.2%（目標値 25%以上）といずれも目標を上回っている。

障害者雇用については、地方公共団体の法定雇用率が令和 6 年 4 月から段階的に引き上げられたことを考慮し、各任命権者にあつては、計画的な採用に努めるとともに、障害のある職員が働きやすい勤務環境を整備・支援する取組を進める必要がある。

高齢期職員（60 歳以上の職員）については、令和 5 年 4 月から職員の定年が段階的に 65 歳まで引き上げられた。

高齢期職員には、これまで培った豊富な知識、経験等を活用し、後輩職員の育成や知識・技術などを継承していくことが期待されており、高齢期職員が高いモチベーションを維持しながら働きやすい環境づくりを推進することが必要である。

多様な人材がいる組織は、変化する環境や県民ニーズに対して柔軟な対応が可能となる。引き続き、職員の多様性を尊重しながら、より良い組織を築いていく必要がある。

(3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価については、職員の能力・実績を的確に把握した上で、その結果を任用、給与等に適切に反映するとともに、人材育成にも活用していく必要がある。

このため、人事評価制度の客観性、公平性、透明性及び信頼性を確保し、職員の納得感を高めていくことが極めて重要であり、任命権者においては、今後とも、継続的な検証を行い、その実情に応じて随時見直し、改善を図っていくことが求められる。

2 勤務環境の整備

(1) 長時間勤務の縮減及び年次休暇の取得促進

ア 時間外勤務等の縮減（教育職員を除く。）

恒常的な長時間の勤務は、職員の健康及び福祉の確保、勤務意欲の維持に関わるものであり、人材の確保や行政組織の活力の維持に悪影響を及ぼすことから、本委員会は、従来、時間外勤務及び休日勤務（以下「時間外勤務等」という。）の縮減の必要性を指摘してきた。

時間外勤務等の縮減については、任命権者においても、これまで様々な取組が講じられてきたところであるが、昨年度の職員 1 人当たりの年間の時間外勤務等の時間数は、全体で 158.7 時間（一昨年度 158.1 時間）と微増している。

また、職員の時間外勤務等については、条例及び規則等に命じることが出来る上限が定められている。昨年度、通常業務等で上限を超えて時間外勤務等を命じられた職員は、全体で 241 人（一昨年度 167 人）と大幅に増加している。過度の長時間勤務は、脳・心臓疾患の発症との関連性が強いとされており、本来、上限を超過するような働き方は、極めて限定的なものでなければならず、このような超過勤務の最小化は喫緊の課題である。

管理職員は、各職場において、日々のコミュニケーションを深め、効率化・合理化による業務量の削減を進めていくことが求められる。また、長時間労働が職員の心身に負荷をかけることを強く認識するとともに、時間外勤務を命じる場合は、事前命令を徹底し、それが真に必要な業務であるか否かを判断した上で、必要最小限となるようにしなければならない。

任命権者においては、自らが強力なリーダーシップを発揮し、適正な勤務時間の管理を行うため、管理職員のマネジメント力を強化する必要がある。また、長時間勤務等の上限に関する制度等の趣旨、目的を十分に理解し、業務量に応

じた弾力的な人事配置を行うなど、組織全体として、引き続き実効性のある時間外勤務等の縮減の取組を推進する必要がある。

イ 学校現場における教育職員の長時間勤務の縮減

本年6月に公布された給特法等一部改正法において、政府は、学校における働き方改革の一層の推進のため、1月当たりの時間外在校等時間数を令和11年度までに平均30時間程度に削減することを目標としており、学校における働き方改革に関する計画の策定や、その実施状況の公表などが、令和8年4月1日から各教育委員会に対して義務付けられることとなった。

県教育委員会においては、教育職員の負担を軽減するため、出退勤・サービス管理のシステム化や、チーム担任制の導入、長期休業中の学校閉庁日の設定など、様々な業務改善に取り組まれているところである。しかしながら、昨年度の教育職員1人当たりの年間の時間外在校等時間数は、全体で342.2時間（一昨年度379.7時間）であり、依然として長時間勤務を行っている教育職員は多い。

県教育委員会においては、質の高い教育の実践と、教育職員の健康及び福祉を確保していくため、現在実施している取組の効果を検証するとともに、国の方針を踏まえて見直しを進め、学校現場における働き方改革を更に推進し、より効果的な取組を着実に実施していくことが極めて重要である。

また、市町教育委員会とも連携し、勤務実態の把握や業務分担の見直し、実情に応じた人員配置等の必要な環境を整備することが必要である。

ウ 年次休暇の取得促進

年次休暇については、昨年の職員1人当たりの平均取得日数は、全体で13.4日と一昨年（13.7日）から減少している。知事部局においては特定事業主行動

計画に掲げている目標である 14 日以上を達成したものの、教育委員会、警察本部においては、目標は達成されていない。

任命権者においては、年次休暇を年間 20 日付与していることを踏まえ、更なる取得の促進に向けた取組が求められる。職員の休暇取得が進まない場合は、その要因を分析し、年次休暇を取得しやすい職場環境づくりに取り組むとともに、引き続き休日や夏季休暇等と組み合わせた計画的かつ連続的な取得促進に努める必要がある。

(2) 職員の健康管理

複雑・多様化する行政課題に的確に対応していくためには、職員一人一人が心身共に健康で、その能力を十分に発揮できることが求められる。

職員の健康管理については、任命権者において、各種健康診断や健康診断事後指導、カウンセリングなどの様々な取組が実施されてきた。

長時間労働については、労働安全衛生法において、事業者は、長時間労働者の業務状況に関する産業医への情報提供、医師による面接指導の実施等が義務付けられており、任命権者においては、これらを踏まえながら、引き続き、職員の健康管理の充実に取り組む必要がある。

一方、心の健康問題による長期病休者は増加傾向にある。特に、職員の病気休職者のうち、精神疾患を原因とする者の割合は 8 割に達しており、職員のメンタルヘルス対策については取組を強化していく必要がある。

管理職員においては、日頃のコミュニケーションを通じて、職員の健康状態等の把握や、周りに相談しやすい職場環境づくりに努めることが重要である。

また、任命権者においては、ストレスチェック等による未然防止を行い、病気休暇・休職からの円滑な職場復帰のための支援の拡充や再発防止について、関係部署と連携しながら、適切な対策を講ずる必要がある。

(3) 仕事と生活の両立支援の推進

職員が仕事と生活の調和を図りながら、公務においても能力を十分に発揮することができるよう、仕事と育児、介護等の両立支援制度及び意識啓発のための取組をより一層推進していくことが重要である。

任命権者においては、昨年度の勧告・報告以降、県独自の子育て部分休暇制度を導入するなど、育児、介護に係る休暇・休業制度等の充実を図ってきた。また、仕事と育児、介護等の両立支援制度に関する周知を強化し、休暇等の取得促進にも積極的に取り組んできた。

男性職員の育児休業については、「ハッピー・ワン・マンズ」^{(注)1}等を推進し、機運の醸成を図ってきたこともあり、昨年度の男性職員の育児休業取得率は49.9%と一昨年度（25.8%）から大幅に増加している。

一方、地方公務員の男性に係る育児休業取得率の政府目標^{(注)2}は大幅に引き上げられており、任命権者においては、目標の見直しについても検討するとともに、引き続き、対象の男性職員が希望や事情に応じた制度が選択できるよう、業務分担の見直しや人員配置の変更等の措置を積極的に講じるなど、育児休業等の両立支援制度が利用しやすい環境づくりをより一層推進していく必要がある。

^{(注)1} 本県（知事部局）独自の取組で、対象の男性職員が1月以上の育児に関する休暇・休業を取得することを目標とするもの

^{(注)2} 2025年までに1週間以上の取得率を85%、2030年までに2週間以上の取得率を85%とする目標

(4) 多様で柔軟な働き方の推進

育児や介護をする職員に限らず、職員のライフスタイルに応じた多様な働き方を支援することは、ワーク・ライフ・バランスの実現や人材確保に資するものである。

本年6月、総務省から「営利企業への従事等に係る任命権者の許可等に関する留意事項について」の通知が発出された。通知では、「地方公務員の兼業については、職員による自律的なキャリア形成、自己実現のニーズの高まりや、高齢化、人口減少など社会情勢の変化を背景として、兼業を希望する職員が兼業できる環境を整備することが各地方公共団体に求められている」とされている。

任命権者においては、現在実施している早出遅出勤務制度等について、その効果や課題の検証を行うとともに、フレックスタイム制や時代の変化に即した兼業制度等、多様で柔軟な働き方の推進について、県民サービスや公務運営への影響を勘案しつつ、引き続き検討していく必要がある。

(5) ハラスメントの防止

職場におけるハラスメントは、職員の個人としての人格や尊厳を侵害し、勤務意欲や自信を減退させるだけでなく、健康を害する原因となりうる行為であり、さらには、職場環境の悪化など職場全体に大きな影響を与え、公務の運営に支障を及ぼす行為でもある。

任命権者においては、ハラスメントの根絶を目標として、職員研修等を通じた意識啓発により一層取り組むことが求められる。また、ハラスメントに関する相談があった際には、迅速かつ適切に対応し、全ての職員がハラスメントに関する正しい認識を深め、ハラスメントのない職場環境づくりに向けて、取組を強化していく必要がある。

また、近年は、行政窓口等においても、長時間の居座りや大声、罵声、脅迫、謝罪の強要等、職員に対するカスタマー・ハラスメントも問題となっており、昨年度、各任命権者において、カスタマー・ハラスメント対応マニュアル等が策定されるなど、対策が進められている。

任命権者においては、これらの対応マニュアル等を活用しながら必要に応じ
て研修を実施するとともに、カスタマー・ハラスメントに対しては、個々の職
員で対応することなく組織全体として対応をしていくことが求められる。

3 服務規律の確保

県民全体の奉仕者である職員には、厳正な服務規律と高い公務員倫理の確保が
求められているが、一部の職員による不祥事が発生していることは、県民の公務
全体に対する信頼を著しく失墜させることであり、誠に遺憾である。

職員においては、一人一人が県民全体の奉仕者としての自覚を強く持ち、自ら
の行動が公務全体の信用に影響を与えることを常に意識し、高い倫理観の保持及
び服務規律の遵守に努めることが極めて重要である。

任命権者においては、不祥事の根絶に向けて、平時から指導を徹底するととも
に、事実関係を十分に把握、分析し、再発防止のための研修や啓発を行うなど、
引き続き実効性のある取組を徹底・強化していく必要がある。

(参考)

1 人事院の報告及び勧告の概要

人事院は、本年 8 月 7 日、国会及び内閣に対し、公務員人事管理に関する報告並びに職員の給与に関する報告及び勧告を行った。それらの概要は、次のとおりである。

(参考)

令和7年 人事院勧告・報告の概要

激しい人材獲得競争を勝ち抜くため、改革を次のフェーズへ

人事院が実現する「これから」の公務

高い使命感とやりがいを持って働ける公務

- 国家公務員行動規範の周知・啓発
- 府省横断チームによる公務のブランディング

実力本位で活躍できる公務

- 職務・職責をより重視した給与体系を含む、新たな人事制度の構築に向けて、給与、勤務時間、任用等を一体的に検討
【R8年度に骨格、R9年度に具体的内容を報告】
- 採用市場での競争力確保のため、官民給与の比較対象を見直し
- 業務の特殊・困難性の高まりに伴い本府省業務調整手当を拡充
- 職務・職責に見合った処遇確保のため、在級期間に係る制度を廃止
【R7年度から先行して実施】

働きやすさと成長が両立する公務

- 月100時間超等の超過勤務最小化に向け、各府省の実情に応じた伴走支援や調査・指導の強化
【R7年度から実施】
- 自己実現や社会貢献につながるような兼業制度(自営兼業)の見直し
【R8年度から施行】
- 様々な事情を抱えた職員の活躍を支えるための無給休暇の導入
【R8年度に措置内容を報告】
- 国家公務員の「能力一覧」を作成し、人材の育成や確保に活用
【R7年度に作成】

誰もが挑戦できる開かれた公務

- 経験者採用試験におけるCBT(オンライン試験)の導入
【R8年度に試行試験、R9年度に導入】
- インターンシップを活用した早期選考の実施に向けた環境整備
【R8年度から実施】
- 柔軟なアルムナイ採用のための能力実証方法や公募手続の簡素化
【R8年度から実施】
- 技術系人材の確保に特化した採用ルートの整備
【R8年度に具体像の提示】

～世界に誇れる社会を作り、未来につなげるために～

令和7年 人事院勧告・報告の概要

官民給与の比較方法の見直し

- 行政課題の複雑化・多様化や激しい人材獲得競争を踏まえ、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな企業と比較
 - 比較対象企業規模を「50人以上」から「100人以上」に引上げ
 - 本府省職員との対応関係を東京23区・本店の企業規模「500人以上」から「1,000人以上」に引上げ
- 令和7年は見直し後の方法で比較。月例給は、生じた較差を解消するため、次のとおり改定

月例給

官民較差:15,014円(3.62%)
【令和7年4月分の民間給与を調査して官民比較】【令和7年4月実施】

俸給

- 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ
【総合職(大卒)】242,000円(+5.2%[+12,000円]) 【一般職(大卒)】232,000円(+5.5%[+12,000円])
【一般職(高卒)】200,300円(+6.5%[+12,300円])

- 若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定

※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3%

※ 官民較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約5.1%の給与改善

本府省業務調整手当

- 幹部・管理職員を新たに支給対象に加え、51,800円を支給
- 課長補佐級の手当額を10,000円、係長級以下の手当額を2,000円引上げ

特勤勤務手当等

- 著しく不便な地に所在する官署(特勤官署等)に勤務する職員に支給される特勤勤務手当等と他の手当との減額調整を廃止
- 特勤官署等への採用に伴い転居を行った職員を手当の支給対象に追加

(参考)

令和7年 人事院勧告・報告の概要

ボーナス

[直近1年間(令和6年8月～令和7年7月)の民間の支給状況を調査して官民比較]

☑ 支給月数の改定【令和7年4月実施】

年間 4.60 月分 → 4.65 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.025月分引上げ

職務・職責をより重視した新たな給与体系に移行するため先行して行う見直し

①官民給与の比較方法、②本府省業務調整手当、③特地勤務手当等の見直し(以上前掲)のほか、

④昇格前の級に一定期間在級することを求める制度(在級期間表)を廃止

【①は令和7年の官民給与比較から実施、②及び③は令和7年4月実施、④は令和8年4月実施】

その他の主な給与制度の見直し

通勤手当【②は令和7年4月実施、①及び③は令和8年4月実施】

- ① 自動車等使用者について、65km以上から100km以上までの区分(5km刻み)を新設(上限66,400円)
- ② 現行の「60km以上」までの距離区分についても、民間の支給状況等を踏まえ、200円から7,100円までの幅で引上げ
- ③ 1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設

職員の月例給与水準を適切に確保するための措置【令和8年4月実施】

人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いている状況を踏まえ、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を措置

(参考)

2 令和6年地方公務員給与実態調査結果の概要

総務省が実施した令和6年地方公務員給与実態調査（令和6年4月1日現在）の結果のうち、都道府県のラスパイレス指数の状況は、次のとおりである。

都道府県のラスパイレス指数の状況（令和6年）

番号	都道府県名	ラスパイレス指数
1	北海道	99.0
2	青森県	96.8
3	岩手県	99.4
4	宮城県	100.0
5	秋田県	100.1
6	山形県	100.2
7	福島県	100.0
8	茨城県	100.2
9	栃木県	99.4
10	群馬県	100.0
11	埼玉県	100.3
12	千葉県	99.6
13	東京都	100.5
14	神奈川県	100.0
15	新潟県	99.5
16	富山県	99.2
17	石川県	99.5
18	福井県	99.0
19	山梨県	100.5
20	長野県	100.0
21	岐阜県	99.3
22	静岡県	102.2
23	愛知県	101.0
24	三重県	101.1
25	滋賀県	99.6

番号	都道府県名	ラスパイレス指数
26	京都府	99.4
27	大阪府	100.4
28	兵庫県	99.3
29	奈良県	99.1
30	和歌山県	99.5
31	鳥取県	96.6
32	島根県	98.2
33	岡山県	100.3
34	広島県	100.9
35	山口県	99.3
36	徳島県	99.0
37	香川県	99.7
38	愛媛県	98.4
39	高知県	98.7
40	福岡県	100.8
41	佐賀県	99.6
42	長崎県	98.4
43	熊本県	99.3
44	大分県	99.8
45	宮崎県	97.3
46	鹿児島県	96.3
47	沖縄県	97.8

※「令和6年地方公務員給与実態調査」より

（注1）ラスパイレス指数とは、地方公共団体の一般行政職の給料額と国の行政職俸給表（一）の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもので、国を100としたものである。

（注2）財政事情等による給料削減を実施している地方公共団体については、削減後の給料額によりラスパイレス指数を算出している。

別紙第 2

勸 告

本委員会は、別紙第 1 の報告の結果に基づき、次の事項を実現するため、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第 1 号）、佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号）、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第 2 号）一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第 3 号）及び佐賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年佐賀県条例第43号）を改正することを勧告する。

1 佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の改正

（1）給料表

ア 現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

イ 高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が 3 級又は 4 級である職員の給料月額、その職務の級が 3 級の職員にあっては当該給料表の額に 11,500 円を、その職務の級が 4 級の職員にあっては当該給料表の額に 3,800 円をそれぞれ加えた額とすること。

ウ 中学校・小学校教育職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が 3 級又は 4 級である職員の給料月額、その職務の級が 3 級の職員にあっては当該給料表の額に 11,500 円を、その職務の級が 4 級の職員にあっては当該給料表の額に 4,000 円をそれぞれ加えた額とすること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当

医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する初任給調整手当の支給月額を国に準じて改定すること。

イ 期末手当及び勤勉手当

(ア) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

a 令和7年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.275月分（特定幹部職員にあつては、1.075月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.075月分（特定幹部職員にあつては、1.275月分）とすること。

b 令和8年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2625月分（特定幹部職員にあつては、1.0625月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分（特定幹部職員にあつては1.2625月分）とすること。

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員

a 令和7年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を0.725月分（特定幹部職員にあつては、0.625月分）とし、勤勉手当の支給割合を0.525月分（特定幹部職員にあつては、0.625月分）とすること。

b 令和8年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.7125月分（特定幹部職員にあつては、0.6125月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.5125月分（特定幹部職員にあつては0.6125月分）とすること。

ウ 通勤手当

(ア) 交通機関等と交通用具の併用者のうち、自動車等の駐車のための施設等で人事委員会規則で定めるものを利用し、その料金を負担することを常例とする職員に対し、5,000 円を超えない範囲内で 1 か月当たりの料金に相当する額として人事委員会規則で定める額を支給すること。

なお、当該額は、当該職員に係る通勤手当の支給限度額の範囲内において支給すること。

(イ) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員に対し、運賃等及び使用距離等に応じて定める額に加算して支給している 300 円については廃止すること。

エ 特勤勤務手当に準ずる手当について

新たに給料表の適用を受ける職員となり特勤公署又は準特勤公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員に対し、特勤勤務手当に準ずる手当を支給すること。

オ 宿日直手当について

勤務 1 回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は 4,700 円、人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務は 7,700 円（勤務時間が通常の勤務日の 2 分の 1 に相当する時間である日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれ 7,050 円、11,550 円）とすること。

2 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 2 のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当

ア 令和 7 年 12 月期の支給割合

期末手当の支給割合を 0.975 月分とし、勤勉手当の支給割合を 0.9 月分とすること。

イ 令和 8 年 6 月期以降の支給割合

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 0.9625 月分とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.8875 月分とすること。

3 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 3 のとおり改定すること。

(2) 期末手当

ア 令和 7 年 12 月期の支給割合

期末手当の支給割合を 1.775 月分とすること。

イ 令和 8 年 6 月期以降の支給割合

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.75 月分とすること。

4 佐賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の改正

教職調整額の支給割合を給料月額額の 100 分の 10 とすること。ただし、令和 8 年 1 月 1 日から令和 12 年 12 月 31 日までの間における教職調整額の支給額は下表のとおりとすること。

令和 8 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで	給料月額額の 100 分の 5
令和 9 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで	給料月額額の 100 分の 6
令和 10 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで	給料月額額の 100 分の 7
令和 11 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで	給料月額額の 100 分の 8
令和 12 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで	給料月額額の 100 分の 9

5 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、令和7年4月1日から実施すること。ただし、下表左欄の改定については当該右欄の時期から実施すること。

1 (2) イ (ア) a 1 (2) イ (イ) a 2 (2) ア 3 (2) ア	令和7年12月1日
1 (1) イ 1 (1) ウ 4	令和8年1月1日
1 (2) イ (ア) b 1 (2) イ (イ) b 1 (2) ウ 2 (2) イ 3 (2) イ	令和8年4月1日

(2) 経過措置

1の(2)のエの改定に伴い、特勤勤務手当に準ずる手当の支給に関し所要の経過措置を講ずること。

別記第 1

行政職給料表

職員の 区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	197,800	244,400	279,100	312,900	335,900	370,500	424,900	476,600	530,500
	2	198,900	245,700	280,100	314,400	337,800	372,100	426,800	481,900	537,300
	3	200,100	247,200	281,100	315,800	339,600	373,800	428,700	486,900	542,400
	4	201,200	248,600	282,100	317,200	341,300	375,400	430,500	491,500	546,700
	5	202,300	250,000	283,100	318,700	343,000	377,000	432,300	495,600	550,100
	6	204,000	251,400	284,100	319,800	344,700	378,800	434,200	499,000	553,300
	7	205,600	252,800	285,000	320,800	346,400	380,300	436,000	501,900	556,300
	8	207,300	254,200	286,000	322,000	348,100	381,900	437,800	504,500	558,800
	9	208,800	255,600	287,000	323,200	349,700	383,300	439,400	506,500	560,800
	10	210,500	256,800	288,100	324,800	351,400	384,900	440,900		
	11	212,100	258,200	289,100	326,400	353,100	386,500	442,400		
	12	213,700	259,500	290,100	328,100	354,700	388,000	444,000		
	13	215,200	260,700	291,100	329,500	356,200	389,900	445,500		
	14	217,000	261,900	292,400	331,100	357,900	391,800	446,800		
	15	218,700	263,100	293,700	332,700	359,500	393,800	448,100		
	16	220,400	264,300	294,900	334,300	361,000	395,600	449,300		
	17	221,600	265,400	296,100	335,700	362,400	397,100	450,500		
	18	223,200	266,500	297,500	337,400	364,100	398,900	451,800		
	19	224,800	267,700	298,700	339,100	365,700	400,600	453,100		
	20	226,300	268,800	299,900	340,700	367,300	402,200	454,400		
	21	227,900	269,700	300,900	342,100	368,500	404,000	455,600		
	22	229,500	270,700	302,100	343,800	370,000	405,400	456,400		
	23	231,100	271,700	303,300	345,500	371,500	406,800	457,200		
	24	232,700	272,700	304,600	347,100	373,000	408,200	458,000		
	25	234,400	273,700	305,900	348,400	374,700	409,600	458,600		
	26	236,000	274,600	306,900	350,300	376,500	410,800	459,200		
	27	237,400	275,400	308,000	352,000	378,200	412,000	459,800		
	28	238,700	276,300	309,000	353,600	379,900	413,100	460,400		
	29	240,000	277,200	310,100	355,100	381,300	414,200	461,100		
	30	241,100	278,000	311,300	356,700	382,600	415,400	461,900		
	31	242,200	278,800	312,400	358,400	383,800	416,500	462,300		
	32	243,300	279,500	313,600	360,000	385,200	417,600	463,000		
	33	244,400	280,200	314,700	361,700	386,300	418,300	463,600		
	34	245,300	281,000	316,000	363,500	387,200	419,000	464,000		
	35	246,200	281,800	317,300	365,300	388,300	419,600	464,400		
	36	247,300	282,400	318,700	367,100	389,300	420,300	464,800		
	37	248,300	283,100	319,900	368,700	390,100	420,900	465,200		
	38	249,200	283,900	321,200	370,100	391,000	421,500	465,500		
	39	250,100	284,600	322,500	371,500	391,900	422,000	465,800		
	40	250,900	285,300	323,800	372,900	392,700	422,400	466,100		

41	251,700	286,000	325,100	374,400	393,500	422,800	466,400
42	252,400	286,700	326,300	375,200	394,300	423,000	466,700
43	253,000	287,500	327,700	376,100	395,100	423,400	467,000
44	253,600	288,200	328,800	377,100	395,800	423,700	467,300
45	254,300	288,900	329,700	378,100	396,500	424,000	467,600
46	254,900	289,500	331,000	379,200	397,200	424,300	
47	255,500	290,200	332,300	380,100	397,900	424,600	
48	256,100	290,800	333,600	381,100	398,700	424,900	
49	256,600	291,500	334,700	382,000	399,200	425,100	
50	257,300	292,100	336,000	382,700	399,800	425,400	
51	257,900	292,800	337,200	383,400	400,400	425,600	
52	258,400	293,500	338,500	384,000	401,100	425,900	
53	258,800	294,000	339,800	384,400	401,500	426,100	
54	259,200	294,600	340,800	385,000	402,100	426,400	
55	259,500	295,200	341,900	385,600	402,700	426,700	
56	259,800	295,900	343,000	386,300	403,200	427,000	
57	260,100	296,500	343,700	386,600	403,600	427,200	
58	260,400	297,100	344,600	387,300	404,200	427,500	
59	260,700	297,800	345,300	388,100	404,800	427,800	
60	261,000	298,500	346,100	388,700	405,300	428,000	
61	261,300	299,100	346,900	389,000	405,700	428,200	
62	261,600	299,700	347,300	389,500	406,200	428,500	
63	261,900	300,200	347,900	390,100	406,700	428,800	
64	262,200	300,700	348,600	390,700	407,300	429,000	
65	262,500	301,200	349,400	391,000	407,600	429,200	
66	262,800	301,800	350,100	391,600	408,100		
67	263,100	302,300	350,800	392,300	408,400		
68	263,400	302,900	351,400	392,900	408,800		
69	263,700	303,300	351,900	393,300	409,100		
70	264,000	303,800	352,500	393,800	409,400		
71	264,300	304,300	353,000	394,400	409,700		
72	264,600	304,900	353,600	394,900	409,900		
73	264,900	305,400	353,900	395,400	410,100		
74	265,200	305,800	354,400	396,000	410,400		
75	265,500	306,100	354,700	396,400	410,700		
76	265,800	306,400	355,100	396,700	410,900		
77	266,100	306,600	355,500	397,100	411,100		
78	266,400	306,900	356,000	397,600	411,400		
79	266,700	307,100	356,500	398,100	411,700		
80	267,100	307,500	357,000	398,500	411,900		
81	267,400	307,700	357,300	398,900	412,100		
82	267,700	307,900	357,800	399,400	412,400		
83	268,000	308,200	358,200	399,800	412,700		
84	268,300	308,400	358,600	400,200	412,900		
85	268,600	308,700	358,900	400,500	413,100		
86	268,900	308,900	359,300	400,900			
87	269,200	309,200	359,700	401,300			
88	269,500	309,500	360,100	401,700			

	89	269,800	309,800	360,300	402,000					
	90	270,100	310,100	360,700	402,400					
	91	270,400	310,400	361,100	402,800					
	92	270,700	310,700	361,500	403,200					
	93	271,000	310,900	361,700	403,500					
	94		311,100	362,000						
	95		311,400	362,400						
	96		311,800	362,700						
	97		312,000	363,000						
	98		312,300	363,400						
	99		312,600	363,800						
	100		313,000	364,200						
	101		313,200	364,700						
	102		313,500	365,100						
	103		313,800	365,500						
	104		314,100	365,900						
	105		314,300	366,400						
	106		314,600	366,800						
	107		314,900	367,100						
	108		315,200	367,400						
	109		315,400	367,900						
	110		315,700							
	111		316,100							
	112		316,400							
	113		316,600							
	114		316,800							
	115		317,100							
	116		317,600							
	117		317,800							
	118		318,000							
	119		318,300							
	120		318,600							
	121		318,900							
	122		319,100							
	123		319,400							
	124		319,700							
	125		320,000							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		202,300	230,100	272,200	293,000	308,800	335,200	378,500	413,300	467,000

- 備考 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級又は5級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に6,000円をそれぞれ加算した額とする。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する備考の2の規定の適用については、同備考の2中「給料月額」とあるのは「基準給料月額」と、「6,000円」とあるのは「4,900円」とする。

公安職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	227,900	249,100	272,400	311,300	347,600	369,400	400,700	437,500	484,700
	2	230,300	251,300	274,300	312,300	349,100	371,100	402,400	439,100	490,700
	3	232,800	253,600	276,400	313,300	350,500	372,900	404,100	440,600	495,700
	4	235,200	255,800	278,500	314,200	352,000	374,500	405,800	442,100	499,900
	5	237,500	258,000	280,500	314,800	353,600	376,100	407,300	443,700	504,000
	6	239,900	260,000	281,800	315,500	355,000	377,800	408,900	445,300	507,400
	7	242,400	262,100	283,200	316,100	356,300	379,400	410,500	446,700	510,300
	8	244,600	263,900	284,500	316,800	357,600	380,900	412,100	448,100	512,800
	9	246,800	265,700	285,800	317,400	358,900	382,400	413,700	449,200	515,100
	10	248,900	267,400	287,100	318,100	360,500	384,100	415,300	450,600	
	11	251,000	269,100	288,300	318,800	362,100	385,700	416,900	452,100	
	12	253,100	270,500	289,500	319,400	363,800	387,300	418,500	453,700	
	13	255,000	271,900	290,700	320,100	365,200	388,900	420,000	455,000	515,100
	14	257,000	273,800	291,700	320,800	366,800	390,500	422,000	456,700	
	15	259,000	275,100	292,800	321,400	368,300	392,100	424,100	458,300	
	16	260,600	276,500	294,200	322,200	369,800	393,800	426,100	459,900	
	17	262,300	277,900	295,300	323,000	371,300	395,400	427,600	461,300	515,100
	18	263,800	279,100	296,400	323,800	373,000	397,000	429,300	463,000	
	19	265,300	280,300	297,500	324,800	374,500	398,600	430,900	464,800	
	20	266,800	281,400	298,600	325,600	376,000	400,200	432,600	466,400	
	21	268,300	282,800	299,800	326,500	377,500	401,700	434,300	467,800	515,100
	22	269,800	283,900	300,400	327,700	379,100	403,400	435,800	468,500	
	23	271,300	285,100	300,900	329,000	380,700	405,100	437,300	469,200	
	24	272,900	286,200	301,500	330,300	382,300	406,800	438,700	469,900	
	25	274,400	287,500	301,900	331,500	383,800	408,500	439,900	470,300	515,100
	26	275,600	288,800	302,600	333,100	385,500	410,500	441,400	470,800	
	27	276,800	290,000	303,100	334,400	387,200	412,300	442,900	471,400	
	28	278,000	291,200	303,600	335,400	388,800	414,300	444,400	472,000	
	29	279,200	292,100	304,000	336,300	390,400	416,000	445,900	472,600	515,100
	30	280,300	293,200	304,600	337,500	392,000	417,400	447,200	473,300	
	31	281,400	294,300	305,100	338,600	393,700	418,600	448,400	473,900	
	32	282,600	295,300	305,600	339,700	395,300	419,900	449,600	474,400	
	33	283,900	296,500	306,100	340,800	397,000	420,900	450,600	474,900	515,100
	34	285,200	297,100	306,700	342,000	399,000	422,000	451,300	475,200	
	35	286,400	297,700	307,100	343,300	401,000	423,000	452,000	475,500	
	36	287,700	298,300	307,500	344,300	403,000	424,100	452,700	475,900	
	37	288,600	298,700	308,000	345,400	404,800	425,200	453,200	476,200	515,100
	38	289,600	299,300	308,600	346,600	406,500	426,300	453,700	476,400	
	39	290,700	299,900	309,200	347,800	408,000	427,400	454,100	476,700	
	40	291,800	300,400	309,700	349,000	409,500	428,500	454,400	476,900	

41	293, 100	300, 800	310, 300	350, 100	410, 700	429, 700	454, 700	477, 200
42	293, 700	301, 400	311, 000	351, 200	411, 700	430, 500	455, 000	477, 400
43	294, 300	302, 000	311, 700	352, 400	412, 700	431, 300	455, 300	477, 600
44	294, 800	302, 600	312, 300	353, 700	413, 800	431, 900	455, 600	477, 800
45	295, 200	303, 000	313, 000	354, 800	414, 800	432, 400	455, 800	478, 200
46	295, 700	303, 500	313, 800	356, 100	415, 900	433, 100	456, 100	
47	296, 200	304, 000	314, 600	357, 300	417, 000	433, 900	456, 400	
48	296, 700	304, 500	315, 300	358, 500	418, 100	434, 500	456, 600	
49	297, 100	305, 000	316, 100	359, 700	419, 400	435, 200	456, 900	
50	297, 600	305, 500	317, 100	361, 000	420, 200	435, 600	457, 200	
51	298, 100	306, 100	318, 100	362, 300	421, 000	436, 200	457, 500	
52	298, 600	306, 600	319, 100	363, 700	421, 600	436, 800	457, 800	
53	299, 100	307, 200	320, 100	364, 600	422, 100	437, 200	458, 000	
54	299, 700	307, 800	321, 200	365, 900	422, 800	437, 600	458, 300	
55	300, 100	308, 500	322, 200	367, 100	423, 500	438, 100	458, 500	
56	300, 500	309, 100	323, 300	368, 300	424, 200	438, 600	458, 800	
57	301, 000	309, 700	324, 300	369, 400	424, 500	439, 100	459, 000	
58	301, 500	310, 500	325, 400	370, 700	425, 200	439, 600	459, 300	
59	302, 000	311, 300	326, 500	372, 100	425, 900	440, 000	459, 600	
60	302, 500	312, 000	327, 600	373, 600	426, 400	440, 400	459, 800	
61	303, 000	312, 900	328, 400	374, 900	426, 800	440, 800	460, 000	
62	303, 400	313, 700	329, 500	376, 400	427, 200	441, 100	460, 300	
63	303, 900	314, 500	330, 600	377, 900	427, 700	441, 400	460, 600	
64	304, 300	315, 400	331, 700	379, 300	428, 200	441, 700	460, 900	
65	304, 800	316, 200	332, 700	380, 500	428, 700	441, 900	461, 100	
66	305, 300	317, 000	333, 800	381, 900	429, 100	442, 200		
67	305, 700	317, 800	334, 900	383, 300	429, 600	442, 500		
68	306, 100	318, 600	336, 000	384, 700	430, 100	442, 700		
69	306, 600	319, 500	337, 000	385, 800	430, 600	442, 900		
70	307, 000	320, 300	338, 100	387, 000	431, 100	443, 200		
71	307, 400	321, 200	339, 300	388, 200	431, 700	443, 600		
72	307, 900	322, 100	340, 500	389, 400	432, 200	443, 800		
73	308, 400	322, 800	341, 200	390, 700	432, 600	444, 000		
74	308, 900	323, 700	342, 500	391, 900	433, 200	444, 300		
75	309, 500	324, 600	343, 900	393, 200	433, 700	444, 600		
76	309, 900	325, 400	345, 200	394, 300	433, 900	444, 800		
77	310, 400	326, 000	346, 400	395, 400	434, 200	445, 000		
78	310, 900	326, 900	347, 800	396, 600	434, 700	445, 300		
79	311, 500	327, 800	349, 200	397, 700	435, 000	445, 600		
80	312, 100	328, 800	350, 600	398, 900	435, 300	445, 800		
81	312, 700	329, 700	351, 900	400, 000	435, 600	446, 000		
82	313, 200	330, 700	353, 600	400, 600	436, 000	446, 300		
83	313, 900	331, 600	355, 100	401, 100	436, 400	446, 600		
84	314, 500	332, 700	356, 600	401, 600	436, 800	446, 800		
85	315, 100	333, 600	358, 000	402, 200	437, 100	447, 000		
86	315, 700	334, 600	359, 500	402, 800	437, 500			
87	316, 400	335, 600	361, 000	403, 500	437, 900			
88	317, 100	336, 600	362, 400	404, 100	438, 300			

89	317,800	337,500	363,800	404,400	438,700
90	318,500	338,800	365,000	404,900	439,100
91	319,200	340,000	366,200	405,400	439,500
92	319,900	341,200	367,500	405,900	439,900
93	320,400	342,400	368,800	406,300	440,300
94	321,300	343,800	370,300	406,700	
95	322,200	345,000	371,800	407,200	
96	323,100	346,200	373,300	407,700	
97	323,800	347,400	374,600	408,100	
98	324,700	348,700	375,800	408,600	
99	325,600	349,900	376,900	409,100	
100	326,500	351,100	378,100	409,500	
101	327,400	352,500	379,200	409,800	
102	328,400	353,500	380,300	410,200	
103	329,400	354,500	381,400	410,600	
104	330,300	355,600	382,500	410,900	
105	331,100	356,700	383,800	411,200	
106	331,700	357,800	384,300	411,700	
107	332,300	358,800	384,900	412,200	
108	333,000	359,800	385,500	412,700	
109	333,500	361,000	386,100	413,000	
110	334,000	362,000	386,600	413,600	
111	334,400	363,100	387,000	414,100	
112	334,900	364,000	387,500	414,600	
113	335,700	364,900	387,900	414,900	
114	336,300	365,800	388,300	415,400	
115	337,000	366,700	388,800	415,900	
116	337,600	367,700	389,300	416,400	
117	338,200	368,700	389,700	416,800	
118	338,900	369,100	390,200	417,300	
119	339,600	369,700	390,800	417,700	
120	340,300	370,300	391,300	418,200	
121	340,900	370,600	391,500	418,600	
122	341,200	371,000	392,000		
123	341,700	371,400	392,500		
124	342,200	371,800	392,900		
125	342,500	372,200	393,500		
126		372,600	394,000		
127		373,100	394,500		
128		373,500	395,000		
129		373,900	395,300		
130		374,300	395,800		
131		374,700	396,300		
132		375,100	396,800		
133		375,300	397,100		
134		375,800	397,600		
135		376,100	398,000		
136		376,400	398,400		

	137		376,700	398,700						
	138		377,100	399,100						
	139		377,600	399,600						
	140		378,100	400,100						
	141		378,400	400,400						
	142		378,900							
	143		379,400							
	144		379,900							
	145		380,200							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		258,000	270,200	274,800	307,700	325,200	339,900	364,400	401,000	434,300

備考 この表は、警察官である職員に適用する。

研究職給料表

職員の 区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	198,200	249,400	342,300	392,400	464,800
	2	199,300	253,700	344,400	393,900	475,100
	3	200,500	256,500	346,400	395,300	484,900
	4	201,700	259,200	348,300	396,700	494,900
	5	202,800	261,800	350,100	398,100	504,900
	6	205,000	263,600	352,100	399,500	515,000
	7	207,100	265,100	354,100	400,800	523,700
	8	209,200	266,600	356,000	402,200	531,700
	9	211,300	268,100	357,700	403,700	539,600
	10	213,400	270,100	359,300	405,200	546,800
	11	215,400	272,000	360,800	406,600	552,100
	12	217,400	274,000	362,400	408,000	556,700
	13	219,400	276,000	364,100	409,300	559,700
	14	221,300	278,200	365,100	410,800	561,700
	15	223,300	280,400	366,100	412,300	
	16	225,100	282,700	367,000	413,900	
	17	226,800	284,800	368,100	415,400	
	18	228,600	287,100	369,300	417,000	
	19	230,400	289,400	370,500	418,600	
	20	232,300	291,800	371,700	420,300	
	21	234,100	294,200	373,000	421,500	
	22	235,900	296,300	374,100	422,900	
	23	237,600	298,400	375,100	424,400	
	24	239,300	300,400	376,100	425,700	
	25	241,000	302,500	377,200	427,000	
	26	243,200	304,400	378,200	428,300	
	27	245,100	306,300	379,100	429,800	
	28	247,000	308,200	380,100	431,300	
	29	248,900	310,100	381,000	432,500	
	30	250,000	311,600	381,800	433,800	
	31	251,100	313,200	382,600	435,400	
	32	252,300	314,700	383,500	436,900	
	33	253,700	316,200	384,200	438,200	
	34	255,000	317,700	384,900	439,600	
	35	256,400	319,200	385,700	441,000	
	36	257,800	320,600	386,500	442,400	
	37	259,200	322,000	387,200	443,900	
	38	260,700	323,000	387,900	445,300	
	39	262,300	323,900	388,700	446,700	
	40	263,900	324,700	389,500	448,100	

41	265, 300	325, 400	390, 300	449, 200
42	266, 600	325, 900	391, 500	450, 500
43	268, 000	326, 400	392, 700	451, 900
44	269, 400	326, 800	394, 000	453, 200
45	270, 900	327, 200	394, 700	454, 100
46	272, 300	327, 700	395, 700	454, 900
47	273, 500	328, 200	396, 500	455, 800
48	274, 700	328, 600	397, 200	456, 700
49	275, 900	329, 000	397, 900	457, 500
50	277, 000	329, 400	398, 600	458, 300
51	278, 100	329, 700	399, 200	458, 900
52	279, 200	330, 200	399, 800	459, 700
53	280, 200	330, 600	400, 400	460, 100
54	281, 300	331, 000	401, 100	460, 700
55	282, 400	331, 400	401, 900	461, 200
56	283, 400	331, 700	402, 700	461, 700
57	284, 400	332, 100	403, 400	462, 200
58	285, 100	332, 400	404, 200	
59	285, 600	332, 900	404, 900	
60	286, 200	333, 200	405, 600	
61	286, 800	333, 600	406, 200	
62	287, 400	334, 100	406, 900	
63	288, 000	334, 700	407, 500	
64	288, 500	335, 200	408, 200	
65	289, 100	335, 600	408, 900	
66	289, 600	336, 200	409, 500	
67	290, 200	336, 700	410, 100	
68	290, 700	337, 300	410, 800	
69	291, 300	337, 800	411, 500	
70	292, 000	338, 300	412, 000	
71	292, 700	338, 800	412, 600	
72	293, 300	339, 400	413, 300	
73	293, 900	339, 900	413, 800	
74	294, 500	340, 600	414, 400	
75	295, 100	341, 300	415, 000	
76	295, 800	342, 000	415, 500	
77	296, 400	342, 700	416, 000	
78	297, 100	343, 300	416, 500	
79	297, 800	344, 000	417, 000	
80	298, 300	344, 700	417, 700	
81	298, 900	345, 400	418, 100	
82	299, 500	346, 100		
83	300, 200	346, 700		
84	300, 800	347, 300		
85	301, 300	347, 800		
86	301, 900	348, 300		
87	302, 700	348, 700		
88	303, 300	349, 100		

	89	303,800	349,400			
	90	304,400	349,900			
	91	305,100	350,200			
	92	305,700	350,600			
	93	306,300	350,900			
	94	306,900	351,200			
	95	307,500	351,600			
	96	308,100	352,000			
	97	308,400	352,500			
	98	308,900	353,100			
	99	309,500	353,600			
	100	310,000	354,100			
	101	310,400	354,600			
	102	310,800	355,100			
	103	311,100	355,500			
	104	311,500	356,000			
	105	311,900	356,400			
	106	312,300	356,800			
	107	312,800	357,300			
	108	313,100	357,700			
	109	313,300	358,200			
	110	313,700	358,600			
	111	314,000	359,000			
	112	314,200	359,400			
	113	314,500	359,900			
	114	314,800	360,300			
	115	315,100	360,700			
	116	315,400	361,100			
	117	315,600	361,600			
	118	315,900	362,000			
	119	316,100	362,400			
	120	316,400	362,900			
	121	316,700	363,300			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		232,600	276,200	302,200	346,500	407,500

備考 1 この表は、試験場等で人事委員会の指定するものに勤務する研究員の職にある職員に適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級又は4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に6,000円をそれぞれ加算した額とする。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する備考の2の規定の適用については、同備考の2中「給料月額」とあるのは「基準給料月額」と、「6,000円」とあるのは「4,900円」とする。

医療職給料表

ア 医療職給料表（一）

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円
	1	305,600	415,600	470,300	566,200
	2	307,900	418,300	472,300	572,300
	3	310,200	420,900	474,200	577,400
	4	312,400	423,300	476,100	582,100
	5	314,500	425,600	477,500	586,400
	6	318,000	427,800	479,200	590,700
	7	321,500	429,800	481,000	594,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000
	9	328,300	434,000	484,600	599,500
	10	331,800	435,500	486,300	601,800
	11	335,200	437,000	488,100	
	12	338,600	438,500	489,900	
	13	342,000	439,900	491,700	
	14	345,500	441,300	493,400	
	15	348,900	442,800	495,200	
	16	352,300	444,200	497,000	
	17	355,700	445,500	498,800	
	18	358,800	447,000	500,700	
	19	362,000	448,400	502,600	
	20	365,200	449,800	504,500	
	21	368,500	451,100	506,400	
	22	371,600	452,600	508,100	
	23	374,700	454,000	509,900	
	24	377,700	455,400	511,700	
	25	380,800	456,800	513,300	
	26	383,100	458,200	515,100	
	27	385,400	459,500	516,900	
	28	387,600	460,900	518,400	
	29	389,500	462,300	519,800	
	30	391,200	463,600	521,500	
	31	392,900	465,000	523,300	
	32	394,700	466,400	525,000	
	33	396,400	467,700	526,500	
	34	398,200	469,100	527,800	
	35	399,800	470,400	529,100	
	36	401,100	471,800	530,400	
	37	402,500	473,200	531,400	
	38	403,900	474,900	532,700	
	39	405,300	476,500	534,000	
	40	406,700	478,000	535,300	

	41	408,200	479,600	536,300
	42	408,900	480,800	537,100
	43	409,500	481,900	537,900
	44	410,100	483,000	538,700
	45	410,900	484,000	539,600
	46	411,500	484,900	540,400
	47	412,100	485,800	541,200
	48	412,600	486,600	541,900
	49	413,100	487,300	542,700
	50	413,500	488,000	543,500
	51	414,000	488,700	544,200
	52	414,400	489,300	545,100
	53	414,800	489,900	546,000
	54	415,100	490,600	546,800
	55	415,400	491,200	547,700
	56	415,800	491,800	548,600
	57	416,100	492,100	549,400
	58	416,500	492,700	550,200
	59	416,800	493,300	551,000
	60	417,200	494,000	551,700
	61	417,600	494,400	552,500
	62	417,900	495,000	553,400
	63	418,200	495,700	554,300
	64	418,500	496,400	555,200
	65	418,800	496,800	556,000
	66		497,400	556,900
	67		498,000	557,800
	68		498,500	558,700
	69		499,000	559,500
	70		499,500	560,400
	71		500,000	561,300
	72		500,500	562,200
	73		500,900	563,000
	74		501,400	
	75		501,800	
	76		502,200	
	77		502,700	
	78		503,300	
	79		503,800	
	80		504,200	
	81		504,700	
	82		505,300	
	83		505,900	
	84		506,400	
	85		506,900	
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		312,900	356,500	412,800
				488,500

備考 この表は、医師及び歯科医師の職にある職員に適用する。

イ 医療職給料表（二）

職員の 区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円
	1	203,100	242,300	277,200	296,300	329,600	376,100
	2	205,200	243,600	278,000	297,100	331,000	377,800
	3	207,300	244,900	278,700	297,800	332,400	379,400
	4	209,400	246,200	279,500	298,500	333,900	381,000
	5	211,400	247,400	280,300	299,200	335,300	382,500
	6	213,500	248,500	281,100	299,900	336,900	384,200
	7	215,500	249,500	281,900	300,600	338,400	385,800
	8	217,300	250,400	282,700	301,300	339,900	387,400
	9	219,100	251,500	283,400	302,100	341,300	389,000
	10	221,000	252,700	284,200	302,900	343,000	391,000
	11	223,000	253,800	285,000	303,700	344,500	393,100
	12	225,100	255,000	285,800	304,300	346,000	395,100
	13	226,800	256,200	286,600	304,900	347,400	396,500
	14	228,800	257,400	287,400	306,000	349,000	398,200
	15	231,000	258,600	288,100	307,100	350,500	399,900
	16	233,200	259,700	288,900	308,300	352,000	401,600
	17	235,300	260,700	289,700	309,400	353,600	403,400
	18	236,400	261,700	290,500	310,600	355,200	404,900
	19	237,400	262,900	291,300	311,700	356,800	406,400
	20	238,500	263,900	292,000	313,000	358,300	407,900
	21	239,600	265,000	292,900	314,200	359,600	409,200
	22	240,400	265,900	293,800	315,400	361,100	410,500
	23	241,300	266,700	294,700	316,600	362,600	411,800
	24	242,200	267,500	295,400	317,700	364,200	412,900
	25	243,100	268,300	296,100	318,900	365,600	414,100
	26	244,000	269,100	297,000	320,100	367,100	415,200
	27	244,900	269,900	297,900	321,200	368,600	416,300
	28	245,800	270,700	298,600	322,400	370,000	417,400
	29	246,600	271,400	299,400	323,700	371,400	418,200
	30	247,400	272,300	300,400	324,900	373,100	419,000
	31	248,100	273,100	301,300	326,100	374,500	419,700
	32	248,900	273,900	302,400	327,300	376,000	420,500
	33	249,600	274,700	303,400	328,400	377,200	420,900
	34	250,200	275,500	304,500	329,500	378,300	421,500
	35	250,900	276,100	305,500	330,700	379,500	422,000
	36	251,600	276,900	306,400	331,900	380,600	422,400
	37	252,400	277,800	307,400	333,200	381,600	422,800
	38	253,000	278,600	308,400	334,400	382,400	423,000
	39	253,600	279,400	309,400	335,700	383,400	423,400
	40	254,200	280,100	310,400	336,900	384,500	423,700

41	254, 800	280, 800	311, 300	337, 800	385, 500	424, 000
42	255, 400	281, 600	312, 600	339, 000	386, 500	424, 300
43	256, 000	282, 500	313, 700	340, 200	387, 500	424, 600
44	256, 500	283, 200	314, 800	341, 400	388, 400	424, 900
45	256, 900	283, 900	315, 800	342, 300	389, 200	425, 100
46	257, 500	284, 700	316, 900	343, 400	390, 000	425, 400
47	257, 900	285, 500	318, 000	344, 400	390, 900	425, 700
48	258, 300	286, 200	319, 000	345, 300	391, 700	426, 000
49	258, 700	286, 900	320, 100	346, 200	392, 200	426, 200
50	259, 200	287, 600	321, 100	347, 100	393, 100	426, 400
51	259, 700	288, 200	322, 200	348, 100	393, 900	426, 700
52	260, 200	288, 900	323, 400	349, 000	394, 700	427, 000
53	260, 500	289, 600	324, 400	349, 500	395, 100	427, 200
54	260, 800	290, 200	325, 400	350, 400	395, 800	
55	261, 100	290, 900	326, 400	351, 100	396, 500	
56	261, 400	291, 500	327, 400	352, 000	397, 100	
57	261, 700	292, 300	328, 300	352, 800	397, 500	
58	262, 100	293, 000	329, 300	353, 100	398, 000	
59	262, 400	293, 700	330, 300	353, 500	398, 600	
60	262, 700	294, 300	331, 200	354, 100	399, 200	
61	263, 000	294, 800	332, 100	354, 700	399, 600	
62	263, 300	295, 400	332, 900	355, 400	400, 100	
63	263, 600	296, 100	333, 600	356, 100	400, 600	
64	263, 900	296, 700	334, 200	356, 700	401, 100	
65	264, 200	297, 200	334, 800	357, 400	401, 700	
66	264, 500	297, 800	335, 500	357, 900	402, 200	
67	264, 800	298, 500	336, 100	358, 500	402, 800	
68	265, 100	299, 100	336, 700	359, 100	403, 500	
69	265, 400	299, 700	337, 300	359, 400	404, 000	
70	265, 700	300, 300	337, 500	359, 900	404, 500	
71	266, 000	300, 900	337, 900	360, 300	404, 900	
72	266, 200	301, 500	338, 400	360, 800	405, 300	
73	266, 400	302, 100	339, 000	361, 300	405, 600	
74	266, 700	302, 700	339, 500	361, 800	406, 100	
75	267, 000	303, 100	340, 000	362, 300	406, 500	
76	267, 200	303, 500	340, 400	362, 700	406, 900	
77	267, 400	303, 800	341, 000	363, 100	407, 300	
78	267, 700	304, 100	341, 500	363, 400		
79	268, 000	304, 300	341, 900	363, 600		
80	268, 200	304, 600	342, 400	363, 900		
81	268, 400	304, 900	343, 000	364, 400		
82	268, 700	305, 100	343, 300	364, 700		
83	269, 000	305, 400	343, 500	365, 000		
84	269, 200	305, 700	343, 800	365, 300		
85	269, 400	305, 900	344, 200	365, 700		
86		306, 100	344, 600	366, 000		
87		306, 300	344, 900	366, 300		
88		306, 500	345, 200	366, 600		

	89		306,900	345,500	367,000		
	90		307,100	345,700	367,300		
	91		307,300	346,100	367,500		
	92		307,500	346,400	367,800		
	93		307,900	346,600	368,100		
	94		308,100	346,900	368,500		
	95		308,300	347,200	368,900		
	96		308,600	347,400	369,300		
	97		308,900	347,600	369,800		
	98		309,100	347,900	370,200		
	99		309,300	348,200	370,600		
	100		309,600	348,400	371,000		
	101		309,900	348,600	371,500		
	102		310,100	348,800			
	103		310,300	349,200			
	104		310,600	349,400			
	105		310,900	349,600			
	106			349,900			
	107			350,300			
	108			350,700			
	109			350,900			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		203,400	230,200	259,900	274,100	300,800	343,500

備考 1 この表は、薬剤師、獣医師、栄養士、診療放射線技師、保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるもの(管理職手当を支給する職にある職員を除く。)に適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級又は6級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に6,000円をそれぞれ加算した額とする。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する備考の2の規定の適用については、同備考の2中「給料月額」とあるのは「基準給料月額」と、「6,000円」とあるのは「4,900円」とする。

高等学校等教育職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	215, 100	262, 500	335, 900	393, 400	469, 400
	2	217, 500	263, 900	337, 700	394, 900	471, 200
	3	219, 800	265, 300	339, 500	396, 300	473, 000
	4	222, 200	266, 700	341, 200	397, 700	474, 900
	5	224, 400	268, 100	342, 900	399, 100	476, 600
	6	226, 700	269, 300	344, 800	400, 500	478, 300
	7	228, 900	270, 500	346, 700	402, 000	480, 200
	8	231, 100	271, 700	348, 500	403, 500	482, 000
	9	233, 400	273, 100	350, 300	404, 800	483, 800
	10	235, 600	274, 200	352, 300	406, 200	485, 400
	11	237, 800	275, 300	354, 200	407, 700	487, 000
	12	240, 000	276, 500	355, 900	409, 200	488, 500
	13	242, 300	277, 800	357, 600	410, 500	490, 000
	14	244, 400	279, 500	359, 300	412, 000	491, 300
	15	246, 500	281, 200	360, 800	413, 600	492, 700
	16	248, 600	283, 000	362, 400	415, 100	494, 100
	17	250, 700	284, 700	364, 100	416, 500	495, 300
	18	252, 600	286, 700	365, 400	418, 100	495, 900
	19	254, 300	288, 900	366, 600	419, 700	496, 500
	20	256, 000	291, 100	367, 700	421, 200	497, 200
	21	257, 700	293, 400	369, 000	422, 400	497, 800
	22	259, 000	295, 600	370, 600	423, 900	
	23	260, 300	297, 800	372, 200	425, 300	
	24	261, 500	299, 900	373, 800	426, 600	
	25	262, 800	301, 900	375, 200	428, 200	
	26	264, 000	303, 900	376, 800	429, 600	
	27	265, 200	305, 800	378, 300	430, 900	
	28	266, 400	307, 600	379, 800	432, 300	
	29	267, 500	309, 400	381, 300	433, 800	
	30	268, 500	311, 300	383, 000	435, 100	
	31	269, 600	313, 200	384, 600	436, 600	
	32	270, 600	314, 900	386, 100	438, 100	
	33	271, 700	316, 600	387, 600	439, 700	
	34	272, 900	318, 400	389, 200	441, 100	
	35	274, 100	320, 100	390, 700	442, 700	
	36	275, 400	321, 700	392, 200	444, 300	
	37	276, 600	323, 400	393, 800	446, 000	
	38	277, 700	325, 100	395, 300	447, 500	
	39	278, 900	326, 900	396, 800	449, 100	
	40	280, 000	328, 600	398, 200	450, 700	

41	281,300	329,900	399,500	452,200
42	282,400	331,800	401,000	453,800
43	283,400	333,700	402,400	455,000
44	284,300	335,400	403,900	456,200
45	284,900	337,000	405,400	457,400
46	285,700	338,900	407,000	458,700
47	286,500	340,600	408,600	459,900
48	287,300	342,300	410,000	461,100
49	288,000	344,100	411,200	462,200
50	288,800	345,800	412,600	463,400
51	289,500	347,500	414,100	464,700
52	290,300	349,200	415,400	465,900
53	291,100	350,900	416,600	467,100
54	291,900	352,200	417,800	468,300
55	292,700	353,600	419,100	469,500
56	293,500	354,900	420,400	470,700
57	294,200	356,400	421,700	471,800
58	294,800	358,000	423,000	472,400
59	295,600	359,500	424,500	472,900
60	296,400	361,100	425,700	473,400
61	297,100	362,500	426,900	474,000
62	297,700	364,200	428,300	
63	298,500	365,800	429,700	
64	299,100	367,200	431,000	
65	300,100	368,700	432,200	
66	300,900	370,300	433,500	
67	301,600	371,900	434,800	
68	302,400	373,500	436,200	
69	303,000	375,000	437,500	
70	303,700	376,600	438,700	
71	304,400	378,100	439,700	
72	305,100	379,600	440,900	
73	305,800	381,100	442,100	
74	306,500	382,700	443,200	
75	307,200	384,400	444,500	
76	307,700	385,900	445,500	
77	308,300	387,300	446,600	
78	308,900	388,700	447,600	
79	309,600	390,100	448,600	
80	310,200	391,400	449,600	
81	310,700	392,700	450,500	
82	311,300	394,200	451,300	
83	312,000	395,500	452,100	
84	312,800	396,800	452,900	
85	313,400	397,900	453,700	
86	314,200	399,300	454,100	
87	314,900	400,600	454,500	
88	315,500	401,900	454,900	

89	316, 200	403, 200	455, 300
90	317, 000	404, 500	455, 600
91	317, 800	405, 600	455, 900
92	318, 600	406, 800	456, 100
93	319, 100	408, 000	456, 400
94	319, 900	409, 100	456, 700
95	320, 700	410, 300	457, 000
96	321, 500	411, 500	457, 200
97	322, 100	412, 900	457, 400
98	322, 900	414, 000	457, 700
99	323, 700	415, 000	458, 000
100	324, 400	416, 000	458, 200
101	325, 200	416, 900	458, 400
102	326, 000	417, 900	458, 700
103	326, 900	419, 000	459, 000
104	327, 700	420, 100	459, 200
105	328, 300	420, 800	459, 400
106	329, 100	421, 700	
107	329, 900	422, 600	
108	330, 700	423, 600	
109	331, 400	424, 400	
110	331, 800	425, 200	
111	332, 100	426, 000	
112	332, 700	426, 800	
113	333, 200	427, 400	
114	333, 600	428, 100	
115	334, 000	428, 800	
116	334, 400	429, 500	
117	334, 900	430, 100	
118	335, 400	430, 600	
119	335, 800	430, 900	
120	336, 300	431, 200	
121	336, 800	431, 500	
122	337, 200	431, 800	
123	337, 600	432, 100	
124	338, 100	432, 300	
125	338, 600	432, 500	
126	338, 900	432, 800	
127	339, 200	433, 100	
128	339, 500	433, 400	
129	339, 700	433, 600	
130	340, 000	433, 900	
131	340, 300	434, 200	
132	340, 500	434, 400	
133	340, 700	434, 600	
134	340, 900	434, 900	
135	341, 100	435, 200	
136	341, 400	435, 400	

	137	341,700	435,600			
	138	341,900	435,900			
	139	342,200	436,200			
	140	342,500	436,400			
	141	342,800	436,600			
	142	343,000	436,900			
	143	343,300	437,200			
	144	343,500	437,400			
	145	343,800	437,600			
	146	344,000				
	147	344,300				
	148	344,600				
	149	344,800				
	150	345,000				
	151	345,300				
	152	345,600				
	153	345,800				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		249,700	291,800	322,300	351,700	440,400

備考 1 この表は、次に掲げる者に適用する。

- (1) 高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員及び実習助手
 - (2) 県立の中学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師のうち、当該中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校に兼ねて勤務を命ぜられた者
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

中学校・小学校教育職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	215,100	236,400	335,900	365,600	452,600
	2	217,500	238,800	337,700	367,100	454,000
	3	219,800	241,300	339,500	368,600	455,200
	4	222,200	243,800	341,200	370,000	456,500
	5	224,400	246,200	342,900	371,400	457,600
	6	226,700	248,600	344,800	372,700	458,700
	7	228,900	251,000	346,700	374,100	459,900
	8	231,100	253,600	348,500	375,500	461,100
	9	233,400	256,000	350,300	376,900	462,400
	10	235,600	257,600	352,300	378,200	463,700
	11	237,800	259,200	354,200	379,500	464,800
	12	240,000	260,800	355,900	380,700	465,900
	13	242,300	262,500	357,600	381,900	467,100
	14	244,400	263,900	359,300	383,300	467,900
	15	246,500	265,300	360,800	384,500	468,700
	16	248,600	266,700	362,400	385,700	469,600
	17	250,700	268,100	364,100	386,700	470,500
	18	252,600	269,300	365,400	387,900	470,900
	19	254,300	270,500	366,600	389,100	471,400
	20	256,000	271,700	367,700	390,200	471,900
	21	257,700	273,100	369,000	391,200	472,400
	22	259,000	274,200	370,400	392,400	
	23	260,300	275,300	371,800	393,700	
	24	261,500	276,500	373,200	394,800	
	25	262,800	277,800	374,400	395,800	
	26	263,900	279,500	375,800	397,000	
	27	265,000	281,200	377,100	398,100	
	28	266,100	283,000	378,400	399,200	
	29	267,300	284,700	379,600	400,300	
	30	268,400	286,700	381,000	401,500	
	31	269,500	288,900	382,300	402,700	
	32	270,500	291,100	383,700	403,900	
	33	271,600	293,400	385,000	404,900	
	34	272,700	295,600	386,200	406,000	
	35	273,700	297,800	387,300	407,200	
	36	274,800	299,900	388,500	408,400	
	37	276,000	301,900	389,700	409,600	
	38	276,900	303,900	390,900	410,900	
	39	277,900	305,800	392,100	412,000	
	40	279,000	307,600	393,300	413,300	

41	280, 200	309, 400	394, 400	414, 400
42	281, 300	311, 300	395, 600	415, 700
43	282, 500	313, 200	396, 800	416, 700
44	283, 600	314, 900	397, 900	417, 800
45	284, 500	316, 600	399, 000	419, 000
46	285, 300	318, 400	400, 300	420, 200
47	286, 100	320, 100	401, 500	421, 400
48	286, 900	321, 700	402, 600	422, 600
49	287, 500	323, 400	403, 600	423, 800
50	288, 300	325, 100	404, 800	424, 800
51	289, 000	326, 900	405, 800	426, 100
52	289, 700	328, 600	406, 900	427, 300
53	290, 500	329, 900	407, 700	428, 500
54	291, 300	331, 800	408, 800	429, 600
55	291, 900	333, 700	409, 800	430, 700
56	292, 700	335, 400	410, 800	431, 800
57	293, 400	337, 000	411, 900	432, 800
58	294, 200	338, 900	412, 900	434, 100
59	295, 000	340, 600	414, 100	435, 300
60	295, 600	342, 300	415, 200	436, 500
61	296, 200	344, 100	416, 200	437, 100
62	296, 900	345, 800	417, 300	437, 900
63	297, 600	347, 500	418, 400	438, 600
64	298, 100	349, 200	419, 400	439, 100
65	298, 800	350, 900	420, 300	439, 400
66	299, 500	352, 200	421, 200	439, 700
67	300, 100	353, 600	422, 200	440, 100
68	300, 700	354, 900	423, 300	440, 500
69	301, 400	356, 400	424, 100	440, 800
70	302, 100	357, 900	424, 900	441, 200
71	302, 800	359, 400	425, 600	441, 500
72	303, 500	360, 900	426, 400	441, 800
73	304, 000	362, 200	427, 100	442, 100
74	304, 600	363, 800	427, 700	442, 400
75	305, 300	365, 300	428, 400	442, 700
76	305, 800	366, 700	429, 100	443, 000
77	306, 400	368, 100	429, 700	443, 200
78	307, 000	369, 600	430, 400	443, 600
79	307, 600	371, 100	430, 900	443, 900
80	308, 200	372, 600	431, 500	444, 100
81	308, 700	374, 000	431, 900	444, 300
82	309, 200	375, 300	432, 300	
83	309, 800	376, 600	432, 600	
84	310, 400	377, 800	432, 800	
85	310, 800	379, 000	433, 000	
86	311, 200	380, 200	433, 400	
87	311, 700	381, 300	433, 700	
88	312, 200	382, 400	433, 900	

89	312, 700	383, 500	434, 100
90	313, 200	384, 600	434, 400
91	313, 600	385, 700	434, 700
92	314, 100	386, 800	434, 900
93	314, 400	387, 900	435, 100
94	314, 900	389, 000	435, 400
95	315, 400	390, 000	435, 700
96	315, 800	391, 100	435, 900
97	316, 100	392, 100	436, 100
98	316, 500	393, 200	436, 400
99	316, 900	394, 100	436, 700
100	317, 300	395, 000	436, 900
101	317, 700	395, 800	437, 100
102	318, 000	396, 800	437, 400
103	318, 300	397, 600	437, 700
104	318, 600	398, 500	437, 900
105	318, 800	399, 300	438, 100
106	319, 100	400, 200	
107	319, 400	401, 100	
108	319, 600	402, 000	
109	319, 800	402, 800	
110	320, 000	403, 900	
111	320, 300	404, 800	
112	320, 600	405, 700	
113	320, 800	406, 300	
114	321, 000	407, 200	
115	321, 200	408, 100	
116	321, 500	409, 000	
117	321, 800	409, 800	
118	322, 000	410, 500	
119	322, 300	411, 300	
120	322, 700	412, 100	
121	322, 900	412, 700	
122	323, 100	413, 500	
123	323, 300	414, 200	
124	323, 600	414, 800	
125	323, 900	415, 400	
126		416, 100	
127		416, 600	
128		417, 200	
129		417, 800	
130		418, 400	
131		418, 900	
132		419, 400	
133		419, 700	
134		420, 000	
135		420, 200	
136		420, 500	

	137		420,800			
	138		421,100			
	139		421,400			
	140		421,700			
	141		422,000			
	142		422,300			
	143		422,600			
	144		422,900			
	145		423,100			
	146		423,500			
	147		423,800			
	148		424,000			
	149		424,200			
	150		424,500			
	151		424,800			
	152		425,000			
	153		425,200			
	154		425,500			
	155		425,800			
	156		426,000			
	157		426,200			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		240,800	288,700	317,500	345,100	429,900

- 備考 1 この表は、中学校、小学校及び義務教育学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（高等学校等教育職給料表の適用を受ける者を除く。）に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別記第 2

一般職の任期付職員 of 採用及び給与の特例に関する条例

第 7 条第 1 項の給料表

号給	給料月額(円)
1	410,000
2	460,000
3	514,000
4	580,000
5	662,000
6	773,000
7	902,000

別記第 3

一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例

第 5 条第 1 項の給料表

号給	給料月額(円)
1	433,000
2	496,000
3	562,000
4	649,000
5	754,000
6	860,000

第 5 条第 2 項の給料表

号給	給料月額(円)
1	362,000
2	399,000
3	429,000

